

## 倉吉北高等学校 「いじめ防止対策基本方針」

●いじめ防止対策推進法（平成25年6月制定・9月28日施行）一部抜粋

### （目的）

**第一条** この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （基本理念）

- 第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の学習に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 2** いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3** いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### （学校及び学校の教職員の責務）

**第八条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (学校いじめ防止基本方針)

**第十三条** 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (学校におけるいじめの防止)

**第十五条** 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

### (いじめの早期発見のための措置)

**第十六条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係わる相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮されるものとする。

### (関係機関との連携等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## 1 基本方針策定の考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめのない学校づくりを推進する。学校は、生徒が安全で安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備し、自尊感情や規範意識を高め、他を思いやる心を育て、良好な人間関係が構築できる人間性を持ち、将来地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。

### (1) いじめ問題に関する基本的な認識

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性がある。
- ③ いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があり、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- ④ いじめの未然防止、発生時の対応、解決に向けた取り組みについては、教職員や保護者、及び関係機関がそれぞれの立場での責任を果たすとともに、互いに連携をとり、組織的な対応を行う。
- ⑤ 教職員も生徒もいじめを認識していながら放置することが無いよう、いじめに対する認識を深め、防止に取り組む。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、私物を壊されたり捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯・スマホで誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (3) いじめ防止に関する方針

- ① 「倉吉北高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のための、年間を通しての取り組みを計画し、実施する。
- ② いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画し実施する。(生徒の変化への早めの対応、アプローチの方法)
- ③ インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図る。(法十九条) (ネットパトロール等への協力依頼)
- ④ いじめに直面したときに、適切な行動ができる生徒の育成を目指す。(人権教育部とも協力)
- ⑤ 定期的にアンケート調査を実施し、生徒の状況を把握する。(QU等も含む)
- ⑥ 個々の教員が抱え込むことなく組織で対応し、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。

### (4) いじめへの対処に関する方針

- ① 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をし、その結果を教育委員会に報告する。(法二十三条 2項)
- ② いじめを確認した際には、すみやかに「いじめ防止対策委員会」を中心に調査を行い、必要であれば調査のための組織を設け調査を行う。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき。特に生徒の心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、**生徒指導部、必要ならば所轄警察と連携**して対処する。
- ④ 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。(法二十五条、二十六条)
- ⑤ いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言・指導を継続的に行う。(法二十三条 3項)
- ⑥ 事象発生後に、いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が、共に充実した学校生活を送れるような指導・助言を継続する。

## 2 「重大事態」への対処

### (1) 重大事態とは？

**第二十八条** 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合にはその事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

### (2) 具体的な重大事態の態様

- ・生徒が自殺をする、自殺行為を行う、自殺を考える・ほのめかす。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・いじめが原因で年間30日相当の欠席をした場合

### (3) 重大事態に対しての学校の動き

- ① いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法第二十八条に規定する重大事態または、生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに委員会又は調査のための組織を設け、調査を行う。
- ② 委員会又は調査のための組織を設ける際には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努め、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組む。
- ③ 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を教育委員会に報告する。
- ④ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査報告等にあたる。

#### (4) 重大事態への具体的な取り組み

- ① 的確な情報収集
- ② 緊急校内対策会議
- ③ 調査による実態把握
- ④ 解決に向けた指導・援助
- ⑤ 継続指導・経過観察
- ⑥ 再発防止

#### (5) 関係機関との連携

- ・ 県教育委員会高等学校課
- ・ 県教育委員会 教育学術・振興課
- ・ 所轄警察署 (スクールサポーター)
- ・ 専門医師 (スクールカウンセラー)
- ・ 児童相談所
- ・ 弁護士 等

## 倉吉北高等学校 いじめ防止対策委員会

### (1) いじめ防止対策組織の構築

いじめ防止対策推進法第二十二條（平成25年6月制定）に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する

### (2) 構成員

委員長 教頭

委員 生徒指導部長、生徒指導主任、人権教育部長、保健部長、  
生徒相談主任、当該学年主任、当該学級担任、  
(専門医スクールカウンセラー、警察スクールサポーター、弁護士等)

※学校全体で組織的に対応するため、適宜、事案に関する情報や取り組み状況を全教職員に報告。情報を共有し、共通理解の下に、意見を反映させながら取り組みを具体的に検討・実施する。

### (3) 主な業務内容と具体的な取り組み

- ① いじめ事案発生、いじめ情報、いじめ相談を受け委員会を開催。
- ② 基本方針に基づいて、いじめ事案として対応すべきかどうかの検討。
- ③ いじめ事案と認識した場合、情報を収集し、調査・記録を行う。
- ④ 関係機関との速やかな連絡と迅速な対応を行う。
- ⑤ いじめを受けた生徒のケア、経過観察を行う。
- ⑥ いじめを行った生徒への継続的な指導、経過観察を行う。
- ⑦ 取り組みに対しての評価会を開き、未然及び再発防止に向けた取り組みを検討する。
- ⑧ 教職員対象の研修会を開催し、いじめの早期発見のためのアンケート調査を実施する。